

第23回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月12日（月） 午前9時30分から午前10時35分まで
2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第4委員会室
3. 出席委員（9名）

会 長	古賀	正廣
会長代理	石橋	祐一
3番委員	中島	照章
4番委員	梅野	節子
5番委員	鳥越	孝広
6番委員	内野	和幸
7番委員	境	タヅ代
8番委員	松山	規子
9番委員	池端	祥久
4. 欠席委員（0名）
5. 議事日程

審議事項	
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農用地利用集積等促進計画（案）策定の要請について
報告事項	
報告第1号	農地法第18条による合意解約について
報告第2号	農地法第5条の規定による届出申請について
報告第3号	非農地証明について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次 長	野田	稔雄
職 員	鬼木	真理子
職 員	福浦	忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第23回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、8番委員と9番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名しますので、よろしくお願います。

各委員 はい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、6件の申請がございます。

 なお、所有権移転の5番は私に、貸借権設定の1番は5番委員に関するものですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事参加ができないため、それぞれ退席します。まず所有権移転の1番から4番までの説明をお願いします。

事務局 はい。所有権移転分でございます。

 1番は、耕作の相談から〇〇さんとの売買がまとまったものでございます。

 2番も、土地処分の相談から〇〇さんと売買がまとまったものでございます。こちらは担い手への新規集積となるものでございます。

 3番は、土地処分から現耕作者の〇〇さんとの売買がまとまったものでございます。このため、合意解約の報告5ページ2番に記載しております。

 4番は、規模拡大意向で周辺耕作者の〇〇さんへの売買がまとまったもので、担い手への新規集積となるものでございます。

 いずれも各項目に該当せず、許可基準を満たしていると思われま。ご審議の程よろしくお願います。

議長 事務局説明が終わりました。

 次に地区担当委員の意見を伺いたいと思います。

 1番は7番委員の区域ですので意見をお願いします。

7番委員 1番の〇〇さんは、近くに住んであり耕作もされております。農業歴も長くさ

れておりますので問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。
 次の2番案件は私の区域ですので私から意見を述べます。
 〇〇さんは認定農業者で、地域内で大部分を耕作する4人のうちの1人です。
 隣を耕作されておりますので相談を受けられたようですので問題ないと思います。

議長 3番は8番委員でございます。お願いいたします。

8番委員 はい。譲受人の〇〇さんは認定農業者であり、耕作実績もありますので問題ないと思われま

議長 ありがとうございました。
 4番案件は7番委員です。お願いいたします。

7番委員 はい。譲受人の〇〇さんは、この地区でも長く農業をされております。また、近くも耕作されておりますし認定農業者でもありますので問題はないと思います。

議長 ありがとうございました。
 以上で地区委員の意見を終わり審議に入ります。
 1番案件について皆さんから何かございますでしょうか。

6番委員 よろしいですか。

議長 どうぞ。

6番委員 以前の資料には年齢がありましたが新しくなってから無いですけど年齢は加味しないという意味なのかどうか。

議長 事務局からどうぞ。

事務局 はい。機械変更に伴い年齢は機械上出力項目となっていないため出力されません。年齢についてですが、3条要件に年齢そのものはございません。しかし、高齢である場合は継続性に疑問があるということで、事務局聞き取りとして概ね75歳を超える申請者について、後継者や従事者状況等を伺い補足説明としてきたところでございます。

6番員 年齢はそもそも要件ではなかったということですね。
 100歳の方でも買えるということですね。

議長 年齢そのものは要件では無いようですので、年齢だけで許可、不許可が判断できないということが言えるかと。事務局として把握していますか。

事務局 はい。3条申請書には生年月日記載欄がございますので把握しており、お答えできます。しかし機械的に印字させるにはプログラム修正費用等が生じますので難しいで口頭説明でいくのか、もしくは、地区担当委員の意見の際に実際に把握されたうででございますので、その部分で網羅されていると考えるか、その辺でのご対応を検討いただければ、それに事務局としては従いたいと思うところです。

議長 年齢が判断の基準でないこと、そして、地区担当意見として関わっておられる訳ですので、継続性も踏まえたところでの発言となるものですから、高齢者と思われる部分については、発言の中で継続性についても説明いただきながら発言をお願いすれば、精度も上がるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

6番委員いかがでしょうか。

6番委員 そうですね。総合的にという言葉になるかと思いますが。

議長 はい。他にございませんか。

(挙手なし)

無いようですので採決に入ります。

1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で1番案件は許可に決定します。

議長 2番案件でご意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

無いようですので採決に入ります。

2番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で2番案件は許可に決定します。

議長 3番案件でご意見のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

無いようですので採決に入ります。

3番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で3番案件は許可に決定します。

議長 4番案件でご意見のある方は挙手をお願いします。
(挙手なし)
無いようですので採決に入ります。
4番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で4番案件は許可に決定します。

議長 続きまして3ページの貸借権設定分に入りますので、5番委員は退席願います。
—5番委員退席—
それでは、貸借権設定1番の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。1番は、昨年秋に期間満了となっておりましたが、未相続のため関係者が多く遅れているとのことでした。この度申請が整ったもので実質的な更新申請でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 では、担当委員の意見に入ります。
地区担当委員は、2番委員ですので意見ををお願いします。

2番委員 ○○さんは、認定農業者で周辺も耕作されておりますので問題ないと思われ
ます。

議長 ありがとうございました。
地区担当委員の意見を終わり審議に入ります。
ご意見ご質問がある方は、挙手願います。
(挙手なし)
無いようですので審議を終わり採決に入ります。
貸借権設定の1番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で許可に決定します。
5番委員の入室をお願いします。
—5番委員着席—
5番委員の件については許可に決定しました。

議長 それでは、所有権移転の5番に入りますので、私は退席し、以後の進行を
2番委員にお願いします。
—会長退席—

2番委員 それでは、会長を代理しまして私が議事進行を行います。

5番案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。所有者の土地処分から現耕作者の〇〇さんへ贈与でまとまったものでございます。併せて、5ページ3番に合意解約がございます。以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。

2番委員 続いて地区担当の意見に入ります。
この件については、5番委員から意見ををお願いします。

5番委員 以前から耕作されていたところを贈与で移転されるということですので問題ないかと思えます。

2番委員 ありがとうございます。
それでは審議に入ります。
ご質問がある方は、挙手をお願いします。
(挙手なし)
質問はないものとし、採決に入ります。
5番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
ありがとうございます。
全員賛成で許可することに決定します。
それでは、会長の入室をお願いします。
－会長着席－
会長の案件は許可に決定しました。

2番委員 会長に関する案件が終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

議長 以上で議案第1号を終わります。次に

議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議長 このことについては、1件の申請がっております。
説明を事務局からお願いします。

事務局 買主の〇〇さんは、ミカンを栽培する〇〇市在住の認定農業者で、これまで貸借権設定による現耕作者でいらっしゃいます。

この度、土地所有者からの土地処分のためあっせん申請があり、担当委員の7番委員と地区担当の推進委員とによりますあっせん活動でまとまったものでございます。

なお、圃場番号3番の269㎡につきましては農地台帳では山林となっております。

したが、ミカン苗を植えてある樹園地であったため、あっせん活動前に農地認定についても両委員により確認いただき農地台帳登録を行ったところでございます。以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
ご質問ご意見がある方は挙手願います。
(挙手なし)
質問は無いものとして採決に入ります。
議案第2号の要請に賛成の方は挙手をお願いします。
ありがとうございます。
全員賛成で議案第2号は要請することに決定致します。

次に報告へ入ります。

報告第1号 農地法第18条による合意解約について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。いずれも3条取得、売買事業のための解約であり、解約後の耕作者不在のものはございません。以上です。

議長 ご質問がある方は挙手願います。
(挙手なし)
無いものとし、次に進みます。

報告第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の届出申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。いずれも3条取得、売買事業のための解約であり、解約後の耕作者不在のものはございません。以上です。

議長 ご質問がある方は挙手願います。
1番は、転用申請があったものの住宅建設が困難なため、隣接地所有の〇〇さんが廃タイヤ置場として転用目的変更があったものでございます。
2番は、個人住宅建設のための転用申請でございます。以上です。

議長 ご質問がある方は挙手願います。

9番委員 1番の受人は、タイヤを置くような事業をされているのでしょうか。

事務局 ○○でタイヤ販売店を経営されております。

議長 よろしいですか。

9番委員 はい。

議長 他にございませんでしょうか。
(挙手なし)
無いようですので次に進みます。

報告第3号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 1番2番いずれも市街化区域内のもので地目整理のための申請でございます。
以上です。

議長 ご質問がある方は挙手願います。
(挙手なし)
無いようですので次に進みます。

議長 以上で審議、報告を終わります。
これをもちまして第23回総会を終了いたします。

閉会

以上